

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年10月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900056号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900036号

第1 結論

請求者のA社における平成26年11月1日から平成28年2月1日までの期間及び平成28年3月1日から平成29年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額について、平成26年11月から平成27年8月までは14万2,000円から28万円、平成27年9月から平成28年1月までは13万4,000円から26万円、平成28年3月から平成29年3月までは、13万4,000円から26万円とする。

平成26年11月から平成28年1月までの期間及び平成28年3月から平成29年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年11月から平成28年1月までの期間及び平成28年3月から平成29年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成27年1月9日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成27年1月9日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年1月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年11月1日から平成29年4月1日まで

② 平成27年1月9日

A社で勤務した期間のうち、請求期間①について、実際に支給されていた給与より、標準報酬月額が低く記録されている。また、請求期間②については同社から賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成26年11月1日から平成28年2月1日までの期間及び平成28年3月1日から平成29年4月1日までの期間について、事業主から提出された給料明細書及び賃金台帳並びに請求者から提出された預金通帳（以下、併せて「給料明細書等」という。）により、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（平成26年11月から平成27年8月までは28万円、平成27年9月から平成28年1月までは26万円、平成28年3月から同年10月までは26万円、平成28年11月から平成29年3月までは34万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成26年11月から平成27年8月までは28万円、平成27年9月から平成28年1月までは26万円、平成28年3月から平成29年3月までは26万円）は、いずれもオンライン記録を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成26年11月から平成27年8月までは28万円、平成27年9月から平成28年1月までは26万円、平成28年3月から平成29年3月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、平成26年11月1日から平成28年2月1日までの期間及び平成28年3月1日から平成29年4月1日までの期間について、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年5月22日に厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（取消届）を年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、平成26年11月1日から平成28年2月1日までの期間及び平成28年3月1日から平成29年4月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成28年2月1日から同年3月1日までの期間については、給料明細書等、請求者及び事業主の陳述により、当該期間に係る厚生年

金保険料を給与から控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②について、事業主から提出された賞与明細書及び請求者から提出された預金通帳により、請求者は、A社から標準賞与額 15 万円に見合う賞与 (15 万円) の支払を受け、標準賞与額 27 万 5,000 円に見合う厚生年金保険料 (2 万 3,968 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②の標準賞与額については、賞与明細書で確認できる賞与額から 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の請求期間②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900090号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900037号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年10月1日、喪失年月日を昭和20年*月*日に訂正し、昭和19年10月から昭和20年*月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和19年10月1日から昭和20年*月*日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正13年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年10月1日から昭和23年6月1日まで

生前、母が話していたことやOB会の案内状発送者名簿等から、請求期間当時、母がA社に勤務していたと思われるので、厚生年金保険被保険者として認め、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構が保管する厚生年金保険記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者名簿用紙(以下、「名簿用紙」という。)及び厚生年金保険被保険者台帳(以下、「被保険者台帳」という。)から、訂正請求記録の対象者は、昭和19年6月9日にA社における被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、上述の訂正請求記録の対象者に係る名簿用紙及び被保険者台帳について、いずれも性別が相違しており、資格喪失年月日は空欄となっている上、日本年金機構は、被保険者台帳について、請求期間より後の昭和29年10月以降に作成されたものと考えられるが、資料がないため当時の事情は不明である旨回答していることから判断して、C県D課(当時)における記録管理の不備がうかがえ

る。

一方、請求期間において、A社に係る適用事業所台帳等の記録は確認できないものの、請求期間当時の事業主は、昭和20年*月*日の空襲で店が焼失したため、会社を厚生年金保険の適用事業所でなくするための届出をした旨回答しており、同社における名簿用紙及び被保険者台帳の複数の同僚について、昭和19年6月1日取得、昭和20年*月*日喪失の記録が確認できることから、同社は、厚生年金保険法施行により保険料徴収が始まった昭和19年10月1日から昭和20年*月*日までの期間に厚生年金保険の適用事業所であったと認められる。

また、請求期間当時の事業主及び同僚の回答によると、訂正請求記録の対象者は、昭和19年10月1日から昭和20年*月*日までの期間において、A社に勤務していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者に係るA社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和19年10月1日、喪失年月日は昭和20年*月*日とすることが妥当である。

また、昭和19年10月から昭和20年*月*日までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定により、1万円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、昭和20年*月*日から昭和23年6月1日までの期間については、請求期間当時の事業主及び同僚の回答から、訂正請求記録の対象者は、A社に勤務していたことがうかがえるものの、社史等の資料によると、同社は空襲被災により、休業していた期間があった旨の記載が確認できる上、B社は、訂正請求記録の対象者に係る資料が残っていない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間のうち、昭和20年*月*日から昭和23年6月1日までの期間について、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、請求期間のうち、昭和20年*月*日から昭和23年6月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和20年*月*日から昭和23年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900150号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900039号

第1 結論

請求者のA事業所における平成16年6月18日の標準賞与額を77万円に訂正することが必要である。

平成16年6月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年6月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年6月18日

A事業所から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていた。当時の家計簿を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された家計簿及び平成17年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、請求者は、請求期間においてA事業所から77万円の標準賞与額に相当する賞与(77万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(5万2,283円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないこ

とから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900148号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900038号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年6月1日から平成6年7月31日まで

請求期間について、A社B支店へ転職したときから仕事の内容は変わること
なく、長期休暇や有休消化もなく勤務していたが、標準報酬月額が実際に支払
われていた給与額より低く記録されているので年金給付に反映する記録に訂
正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者の標準報酬月額は、平成4年10月の定時決定
において38万円、平成5年6月の随時改定において30万円、平成5年10月の
定時決定において32万円と記録されていることが確認できるところ、請求者は、
給与が下がることはなかった旨主張している。

しかしながら、A社及び同社B支店は、請求期間に係る資料の保管がなく、請
求者に係る届出について不明と回答しているところ、同社B支店が加入するC健
康保険組合から提出された電子記録及び企業年金連合会から提出された中脱記
録により確認できる請求者の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しているこ
とが確認できる。

また、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚のオン
ライン記録について、平成5年6月の随時改定及び同年10月の定時決定におい
て請求者と同様に、平成4年10月の定時決定における標準報酬月額を下回る記
録となっている同僚が複数名確認でき、いずれのオンライン記録においても標準
報酬月額が遡及して訂正された事蹟はなく、不合理な処理は見当たらない。

さらに、請求者は、給与明細書等の資料を保管しておらず、請求期間当時の事
業主は既に死亡している上、請求期間当時の社会保険事務担当者は、請求者の保
険料控除について不明と陳述していることから、請求者の給与支給額及び保険料

控除額について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。